

イースト春闘 2020**7年連続のベア獲得 平均 684 円**

3月13日、本部は2020春季生活闘争の申入れ（申5号「賃金引き上げに関する申入れ」）の第3回交渉を開催し、会社側から2020年度の新賃金について「定期昇給の実施」と「所定昇給額の10分の1、さらに主務職・T等級以上に200円又は100円を加算」（平均684円）との内容の回答を提示された。本部はこの間の交渉を通じて「賃金改善を基本とするグループ会社一体となった労働条件の改善が今こそ必要であり、あわせて『変革 2027』実現のため、働く者のモチベーションの維持・向上を図る上でも7年連続のベアの実行」を強く訴えてきた。

回答内容については持ち帰り三役会議で協議した。そして「日本を含め諸外国の経済に悪影響を及ぼしている新型コロナウイルスによる先行き不透明感、さらに災害からの復興の問題などを勘案すれば7年連続の賃金改善は評価できる」とし、「さらなる労使の努力により、『変革』を実現に向けた共通認識とする団体交渉ができた」と確認し、同日妥結した。

「主な妥結内容」**1. 令和2年4月1日現在、満55歳未満の社員**

- (1) 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4とする。
- (2) 基本給改定を実施し、社員の基本給に対し所定昇給額の10分の1の額ならびに、主幹職B以上、技術専任職及びS等級以上には200円を、主幹職及びT等級には100円を加える。

※初任給についても、上記基本給改定に伴い等級にあわせた改定を行う。

2. 令和2年4月1日現在、満55歳以上の社員

基本給改定を実施し、令和2年4月1日現在の基本給額に対し、在級する等級により、前項に準じて計算した額に賃金規定附則第3項を適用した額を加える。

※ 第1項及び第2項による定期昇給後の基本給改定に伴う平均改善額は684円となる。（第1項の(2)、2項ともに計算上の額を10の位で四捨五入）

3. 前項の精算については6月25日以降、準備でき次第とする。

※ エルダー社員及び、グリーンスタッフの基本賃金に400円を加える。

※ 育児・介護支援、自己啓発支援、健康増進に関するカフェテリアプランの補助を拡充する。

労使で積み重ねた努力と言える「ベア」を、未来へつなぐ礎として邁進していこう！

J R 連合の仲間たちも奮闘！ (JR 連合春闘速報より)

J R 西労組中央闘争委員会は 3 月 11 日、第 6 回団体交渉を行い、会社からベースアップ 800 円 (7 年連続)、年間臨給 5.38 ヶ月、契約社員の時給 5 円引き上げなどの回答を引き出した。新型コロナウイルスの感染リスクが拡大する中、現場で奮闘する組合員の負託に応えるべく、最後の最後まで粘り強く交渉を続けてきた結果、安定的な成果の還元を実現するとともに、今後交渉が本格化するグループ労組への波及につながる成果を獲得し席上妥結した。

- 労働協約に定める基準昇給の完全実施 (定期昇給分の確保)
- ベースアップ 800 円 (社員の職務遂行給、シニア・シニアリーダーの基本給に 800 円を加算)
- 年間臨給 5.38 ヶ月 (支払日は夏季 6 月 30 日、年末 12 月 10 日)
- 契約社員の時給 5 円引き上げ (800 円/月相当)
- 初任給調整手当の加算 (2020 年度 4 月 1 日入社の新入社員に 3,000 円、2019 年度入社の新入社員に 1,000 円)
- 特定診断利用支援金の拡充及び増額 (対象項目に風疹・麻疹を追加。男性を 3 万円に増額。申請回数 2 回に拡大)
- 保育所等利用支援金の支給拡大 (対象施設・対象者の見直し)
- 動物遺骸処置等給付金の給付対象の見直し (1 件→1 頭 (1 個) 単位)

J R 東海ユニオンは 3 月 13 日、第 7 回団体交渉を行い会社から「令和 2 年度新賃金」及び「令和 2 年度夏季手当」の回答を受けた。新賃金については、「35 歳ポイントの基準内賃金を、標準乗数 4 相当の定期昇給額分とは別に、800 円 (0.25%) 引き上げる」として、新型コロナウイルス感染拡大の影響で足元の情勢が厳しさを増す中、7 年連続でベースアップを獲得。また、同時に要求していた夏季手当についても、「支給月数は 2.95 箇月分とし、支給日は 6 月 30 日以降準備でき次第」との回答を引き出し妥結した。

J R 東海ユニオンは、J R 連合春闘の牽引役として、最後までベースアップの実施をはじめとする要求実現にこだわり、粘り強い交渉を展開してきた。今後は配分交渉へと議論を移していくこととなる。

1. 令和 2 年度新賃金

令和 2 年 4 月 1 日現在の 35 歳ポイントの基準内賃金を、標準乗数 4 相当の定期昇給額分とは別に、800 円 (0.25%) 引き上げる。

2. 令和 2 年度夏季手当

(1) 支給月数は、2.95 箇月分とする。

(2) 支給日は、6 月 30 日以降準備でき次第とする。